



(5) 豊科 2 級 15 号線 (県道 57 号と豊科 2 級 15 号の交差点から北へ約 280mの交差点)

【要望】 ○横断歩道の設置

【対策】 現状維持

(地域・学校の要請により、違反車両の取締り実施)